

令和8年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	597, 360 戸
(2) 年間総汚水処理水量	147, 892, 000 m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	405, 184 m ³
(4) 主要な建設改良事業 管きよ整備事業費	10, 903, 448 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		27, 125, 783 千円
第1項 営業収益		23, 748, 046 千円
第2項 営業外収益		3, 377, 504 千円
第3項 特別利益		233 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		26, 465, 814 千円
第1項 営業費用		24, 132, 428 千円
第2項 営業外費用		2, 323, 386 千円
第3項 予備費		10, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,585,477千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額853,003千円、過年度分損益勘定留保資金1,190,816千円、当年度分損益勘定留保資金9,541,658千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的 収入		12,386,701 千円
第1項 企 業 債		11,109,600 千円
第2項 他 会 計 負 担 金		264,948 千円
第3項 国 庫 補 助 金		885,600 千円
第4項 負 担 金		123,420 千円
第5項 長期貸付金返還金		3,133 千円
支 出		
第1款 資本的 支出		23,972,178 千円
第1項 建 設 改 良 費		13,299,269 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		10,668,909 千円
第3項 長 期 貸 付 金		4,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	新川雨水8号幹線整備事業	8,848,000	8	20,000
				9	2,000,000
				10	2,000,000
				11	2,000,000
				12	2,000,000
				13	828,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	東岩槻第3 雨水幹線 整備事業	5,000,000	8	20,000
				9	1,380,000
				10	3,000,000
				11	600,000
1 資本的支出	1 建設改良費	宮原ポンプ場 外2施設 再構築事業	730,000	8	70,000
				9	660,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道汚水管工事	令和8年度から 令和9年度まで	130,000
下水道汚水事業	令和9年度	188,148
下水道浸水対策事業	令和9年度	97,900
固定資産台帳作成業務	令和8年度から 令和9年度まで	5,874
下水道施設緊急修繕	令和8年度から 令和9年度まで	107,250
下水道施設緊急清掃業務	令和8年度から 令和9年度まで	23,650
下水道管きょ老朽度調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	66,000
下水道取付管新設工事	令和8年度から 令和9年度まで	272,250

事 項	期 間	限 度 額
下水道マンホール蓋安全対策工事	令和8年度から 令和9年度まで	52,500
公用車賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	12,180

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	9,303,500	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。)	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金等についてはその融資条件 により、銀行その他の場合にはその 債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えするこ ができる。
流域下水道事業	1,806,100			
合 計	11,109,600			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は
それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,409,790 千円

(他会計からの補助金)

第11条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける
金額は、5,231,975千円である。

令和8年2月3日 提出

さいたま市長 清水勇人